

## 宮城教育大学における公的研究費等の不正使用防止に関する基本方針

宮城教育大学では、平成 19 年 2 月 15 日付け文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、公的研究費等の不正使用を未然に防ぐことを目的として、以下のとおり基本方針を定めます。

### 1. 学内の不正防止に対する責任体制の明確化

不正防止に対する責任体制を明確化し、その責任の範囲と権限について、学内外に周知をする。

### 2. 適正な管理・運営の基盤となる環境の整備

事務手続き等に関するルールを明確化し、学内外に周知を行うとともに、構成員の不正防止に関する意識向上のために、コンプライアンス教育を行い、不正行為を未然に防ぐ。

### 3. 不正防止計画の策定・実施

研究活動上の不正行為を発生させる要因を把握し、その対応のため、具体的な研究活動上の不正防止計画を定め、推進する。

### 4. 経費の適正な管理体制の整備

公的研究費等について、不正防止計画等を踏まえた適切な執行管理を行う。

### 5. 情報発信・共有化の推進

公的研究費等の使用ルール及び不正使用事例について、学内外への情報発信及び情報共有を推進する。